

(請求人様)

名古屋市監査委員	西 川 ひさし
同	山 田 昌 弘
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 5年 1月11日に提出された名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、名鉄名古屋本線（桜駅～本星崎駅間連続立体交差）の事業について、市が計画する高架化方式によれば、認可取得以降35年目で工事完了のスケジュールとなっているが、地下（トンネル）化方式によれば、15年で工事完了が見込まれると主張し、同事業について、地下（トンネル）化方式への変更を求めるものである。また、令和元年度から令和 4年度までに高架化方式推進のためにされた支出及び名鉄本笠寺駅におけるバリアフリー化設備設置補助としてした支出が市の損害となっていると主張している。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求において、請求人は、当該事業について、高架化方式から地下（トンネル）化方式へ変更すれば、工期が短くなること等を主張しているが、対象とする財務会計行為等を具体的に特定しておらず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示していない。

また、本市に与える損害について、請求人は、高架化方式と地下（トンネル）化方式の費用対効果の差を主張しているが、私見を述べているに過ぎない。

よって、本請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)